

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	令和6年度第1回川西市空家等対策協議会		
事務局(担当課)	都市政策部 住宅政策課		
開催日時	令和6年7月5日(金) 14時から14時40分まで		
開催場所	市役所4階 庁議室		
出席者	委員	安田委員、橋本委員、濱委員、小柳委員、明神委員、森崎委員、村岡委員、田村委員、越田委員	
	その他	なし	
	事務局	都市政策部 小林部長、小野副部長 住宅政策課 藤田課長、角谷主査、福丸主査、梅本主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

【14:00 開会】

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

・協議第1号 管理不全空家等（特定空家等）の認定及び措置について

●事務局

※内容説明

●委員

※特に意見なし

・報告第1号 管理不全空家等（特定空家等）の認定に係る判定基準案について

・報告第2号 空家等対策協議会規則等の改正について

●事務局

※内容説明

●委員

説明資料1のところで、通知文の発送から認定及び指導は6ヶ月、勧告は12ヶ月と差を設けている意図は何か。

●事務局

通知文を送付する業務は現在も行っており、未対応の案件は6ヶ月を目安として再通知を行っているというところで、6ヶ月と設定している。勧告については、不利益処分となることから慎重に行う必要があると考え、特定空家の勧告件数が全国トップ30の区市町等の実績を参考に、相手に対応するのに十分な期間を与える意図もあり12ヶ月を目安としている。

●委員

ガイドラインP51の手順の通り、所有者の特定は速やかにできるのか。

●事務局

空家法の規定に基づいて、庁内で納税通知書の送付先を調べることができるため、概ね8～9割はその時点で速やかに特定できている。残り1～2割が所有者が死亡している場合などで、住民票や戸籍で法定相続人を探すことになり、時間がかかっている。昨今は国の方でも新たな運用方法が検討されるなど、これからはさらに速やかに特定が可能になる見込みである。

●委員

市民への制度の周知も合わせて努めてほしい。所有者に対し、突然、管理不全空家となった通知がいかないような動きをしてほしい。

●委員

説明資料1のところで、今後、未対応となっている空家300件の全戸調査を予定されていると

のことだが、300件はどういう内容のものか。

●事務局

市民から通報された案件のうち、今現在も記録上、未対応として残っているものである。一部は市に報告がないだけで、実際には対応済みの案件も含まれている可能性がある。

●委員

参考資料3について、判定基準のA・B・Cそれぞれで掛け率を変えて算定するイメージか。

●事務局

その通りである。現地調査のデータを見ながら、専門部会の中で具体的に詰めていく予定。

●委員

第2回協議会は、判定基準案の確認と合わせて、実際に管理不全空家等として認定される案件が示されるということか。

●事務局

その通りである。

5 意見交換

※特に意見なし

6 閉会

【14:40 閉会】